大阪府環境保全活動補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　府は、大阪府環境基本条例に基づき、府民、事業者で組織する民間団体（以下「団体」という。）の豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、大阪府環境保全基金を活用して予算の定めるところにより、他の模範となる環境保全活動等に対し、大阪府環境保全活動補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象団体）

第2条　補助金の交付の対象となる団体は、豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を行う団体のうち、次の要件をみたすものとする。ただし、政治活動・宗教活動もしくは営利事業を目的とする団体は対象外とする。

①主として府内で活動する団体であること。

②定款、寄附行為または規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。

③独立した経理の機能が確立していること。

④代表者が明らかであること。

⑤団体の本拠としての事務所を府内に有すること。

（補助対象事業等）

第3条　補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助額は、表のとおりとする。

ただし、次に該当する事業は対象としない。

①国又は地方公共団体等から同種の補助金を受けているもの。

②団体が事業の実施主体（主催）となっていないもの。

③団体の組織の運営・維持を目的とするもの。

④過去３年間において本補助事業に採択された後、中止、または廃止した事業と同様の事業。

対象事業	「低炭素・省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全てのいのちが共生する社会の構築」または「健康で安心して暮らせる社会の構築」に資すると認められ、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」につながり、成果が広く府民に還元される次に掲げる活動 ①実践活動 ②教育啓発活動 ③調査研究活動
対象経費	補助対象事業の実施に直接必要な次に掲げる経費（団体の管理・運営経費を除く。） 謝金、旅費、消耗品等の購入費、印刷費、役務費、使用料及び賃借料
補助額	補助対象経費の2分の1以内とし、1団体当たりの補助金の限度額は下限10万円、上限30万円とする。

（補助回数）

第4条　同一の団体に対する補助は、原則3回を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第5条　補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を所定の期日までに知事に提出しなければならない。

①大阪府環境保全活動補助金交付申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第2号）

③収支予算書（様式第3号）

④団体に関する調書（様式第4号）

⑤補助事業実績報告書（様式第4の2号）

（この要綱に基づき補助金交付を過去5年度以内において、3回受けた実績のある団体に限る）

⑥定款、寄附行為または規約等

⑦役員名簿

⑧規則第2条第2号に関する要件確認申立書（様式第4の3号）

（補助金交付の決定及び通知）

第6条　知事は、前条の申請があったときは、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会の審査を踏まえ、補助金の交付を決定するものとする。

2　知事は、補助金の交付を決定したときは、交付決定額その他必要な事項を当該団体に通知するものとする。

3　知事は、補助金の不交付を決定したときは、補助金の不交付の旨を当該団体に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条　補助事業に要する経費の配分の変更（事業計画及び補助金の交付決定額に変更をきたさないものを除く。）、または補助事業の内容の変更（当初の事業との同一性が認められるものを除く。）をする場合は、あらかじめ、大阪府環境保全活動補助金補助事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けること。

2　補助事業を中止、または廃止する場合は、あらかじめ、大阪府環境保全活動補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、承認を受けること。

3　補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第8条　第6条第2項の通知を受けた団体は、補助事業の完了した翌日から起算して30日以内または当該年度末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

①大阪府環境保全活動補助金補助事業実績報告書（様式第7号）

②事業成果報告書（様式第8号）

③収支決算書（様式第9号）

④その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第9条　知事は、前条の実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、当該団体に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条　前条の通知を受けた団体は、所定の期日までに大阪府環境保全活動補助金交付請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2　知事は、前項の交付請求書に基づき、当該団体に補助金を交付するものとする。

附　則

この要綱は、平成11年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成14年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

(経過措置)

２　改正前の大阪府環境保全活動補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、なお従前の例による。